平成２８年（フ）第３号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田61番地５
債務者　福井　節子
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１８１号
松江市春日町528番地１　スタンス205
債務者　上田　雪江
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３７号
静岡市清水区千歳町14番32号　ヴィラセイユー浜田905号
債務者　若澤　　香
１　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４６号
静岡県藤枝市時ケ谷1674番地の２
債務者　中澤　明子
１　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７９号
栃木県鹿沼市東町３丁目２番12号
債務者　道信　和人
１　決定年月日時　平成28年１月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２３号
栃木県宇都宮市平出町1294番地１　ヒライデコーポＢ105、前住所栃木県宇都宮市道場宿町1411番地３
債務者　古川　継章
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３１号
栃木県さくら市北草川２丁目11番地２
債務者　青木　真一
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３２号
栃木県さくら市北草川２丁目11番地２
債務者　青木　政子
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６７２号
静岡県焼津市田尻1566番地の１、旧住所静岡県焼津市三和1191番地
債務者　森　　好美
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８８号
静岡市葵区東千代田２丁目24番11―302号
債務者　中谷　俊幸
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９８号
静岡市清水区蜂ヶ谷212番地の３　グランドハイム中島205号室、旧住所愛知県一宮市大和町妙興寺字三十八社前69番地１
債務者　飯田　成美（旧姓藤木）
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０６号
静岡市清水区庵原町550番地の19
債務者　菊池　一馬
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１５号
静岡市駿河区西脇1263番地の１　ドミール西脇Ｂ202
債務者　稲森　俊亮
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２２号
岡山県赤磐市桜が丘西９丁目10番19号
債務者　小林　敬子
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４３号
岡山市東区瀬戸町下404番地県住２―102
債務者　川邊　啓子
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４７号
岡山市東区鉄287番地２ルアンジュ106
債務者　畠中嘉代子
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部